

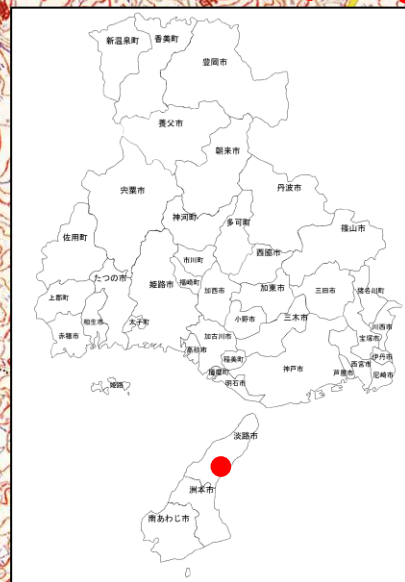
参考資料 生穂・佐野地域活性化施設位置図

興隆寺野宮場
淡路市興隆寺 115 番地 1

興隆寺地域滞在型市民農園施設
淡路市興隆寺 360 番地

野田尾地域市民農園交流施設
淡路市野田尾 627 番地 5

野田尾地域滞在型市民農園施設
淡路市野田尾 731 番地





実施設計図書		
淡路市野田尾市民農園交流施設等新築工事		
淡路市野田尾		
市民農園交流施設 配置図	A-12	葉全
縮尺 S=1:300		74
淡路市		

野田尾地域滞在型市民農園施設完成イメージ図



興隆寺地域滞在型市民農園施設完成イメージ図



興隆寺野営場完成イメージ図



淡路市生穂・佐野地域活性化施設管理規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、淡路市生穂・佐野地域活性化施設の設置及び管理に関する条例（令和5年淡路市条例第 号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、生穂・佐野地域活性化施設（以下「活性化施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用の許可の申請等）

第2条 条例第6条第1項の規定により利用許可施設（同項に規定する「利用許可施設」をいう。以下同じ。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、淡路市生穂・佐野地域活性化施設利用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項前段の申請書の提出は、次の各号に掲げる利用許可施設の利用区分に応じ、当該各号に定める期間までとする。ただし、市長が管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

（1） 農水産物加工作業室、調理室及び交流スペース 利用しようとする日の3か月前の日の属する月の初日から3日前の日（その日が休館日（条例第5条第1項に規定する「休館日」をいう。以下同じ。）に当たるときは、その前日以前の日のうち休館日に当たらない最初の日）までの期間

（2） 野田尾地域滞在型市民農園施設及び興隆寺地域滞在型市民農園施設（以下「市民農園」という。） 市長が別に定める期間

（3） キャンプサイト 利用しようとする日の6か月前の日の属する月の初日から3日前の日（その日が休館日に当たるときは、その前日以前の日のうち休館日に当たらない最初の日）までの期間

（利用の許可）

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請に係る利用許可施設の利用を許可したときは、淡路市生穂・佐野地域活性化施設利用許可書（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による申請に係る利用許可施設の利用の許可をしないときは、その理由を付して当該申請者に文書で不許可の通知をするものとする。

3 利用許可施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、第1項の利用許可書を携帯し、係員の求めがあったときは、提示しなければならない。

（競合したときの順位）

第4条 市長は、第2条第1項に規定する利用の許可の申請が競合したときは、次の各号に掲げる利用許可施設の利用区分に応じ、当該各号に定める方法により許可を行う。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（1） 農水産物加工作業室、調理室、交流スペース及びキャンプサイト 申請のあった順序による方法

（2） 市民農園 抽選その他公正な方法

(利用補欠者)

第5条 市長は、前条の規定により市民農園の利用者を決定する場合において、利用者のほか、補欠として利用順位を定めて、必要と認める区画数の利用補欠者を定めることができる。

2 市長は、利用者が当該市民農園を利用しないときは、前項の利用補欠者のうちから利用順位に従い、当該利用者以外の者を利用者として決定するものとする。

(利用期間)

第6条 条例第5条第2項の利用期間は、1年ごとに更新することができる。ただし、更新できる期間は、最初の利用の許可を受けた日の属する年度から起算して5年を超えることができない。

(遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 所定の場所以外において、飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(2) 人に危害を及ぼし、又は迷惑となるおそれがある物品又は動物の類を携帯しないこと。

(3) 騒音又は怒声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(4) 許可なしに、利用許可施設を利用しないこと。

(5) 許可なしに、物品の販売、宣伝その他これに類する行為をしないこと。

(6) 許可なしに、宣伝文、ポスター、ビラ等を配布し、若しくは掲示し、又はくぎ等を打たないこと。

(7) 許可なしに、特別の設備、装飾等をしないこと。

(8) みだりに共用の場所に物品を放置しないこと。

(9) 市民農園において、営利を目的とする農作物を栽培しないこと。

(10) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な事項は係員の指示に従うこと。

(利用の取消し)

第8条 利用者は、利用の取消しをしようとするときは、遅滞なく届け出なければならない。

(使用料の納付)

第9条 利用者は、第3条第1項の利用許可書の交付と引換えに使用料を納めなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(予約金の取扱い)

第10条 市長は、条例第11条第2項の規定により予約金として使用料を徴収した場合には、利用者に文書でその旨を通知するものとする。

2 条例第11条第2項の規定による予約金として徴収した使用料の取扱いについては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 条例第6条第1項の許可どおり利用するときは、使用料に当該予約金の全額を充当する。

(2) 利用する日の1か月前までに条例第6条第1項の許可を取り消したとき、

又は不可抗力により利用ができないと市長が認めるときは、当該予約金の全額を還付する。

(3) 利用しようとする日の前日及び利用しようとする日に条例第6条第1項の許可を取り消し、又は利用しないときは、還付しない。

(使用料の減免等)

第11条 条例第12条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、淡路市生穂・佐野地域活性化施設使用料減額・免除申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 条例第12条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合及びその割合は、市長が特に必要があると認める場合について、市長が相当と認める割合とする。

3 前項の規定により使用料を減額して算定する場合において、当該使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(使用料の還付)

第12条 条例第13条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、淡路市生穂・佐野地域活性化施設使用料還付請求書(様式第4号)に、利用許可書及び領収書を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第13条ただし書の規定により、使用料を還付する場合及びその割合は、次に定めるとおりとする。

(1) 利用許可施設の管理上特に必要があるため、市長がその利用の許可を取り消した場合 100分の100

(2) 災害その他利用者の責めに帰すことができない理由により利用許可施設を利用することができない場合 100分の100

(3) 使用料を納めた者が次に掲げる期日までに利用許可施設(市民農園を除く。)の利用の取消しを申し出た場合において、市長がやむを得ない理由があると認める場合

ア 利用しようとする日の7日前までの場合 100分の100

イ 利用しようとする日の3日前までの場合(アに該当する場合を除く。) 100分の50

(損傷の届出等)

第13条 活性化施設を損傷し、又は滅失した者は、速やかに淡路市生穂・佐野地域活性化施設損傷(滅失)届(様式第5号)により、市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(管理上の立入り)

第14条 市長は、利用許可施設の管理上必要があると認めるときは、その施設に係員を立ち入らせることができる。

(利用終了の届出)

第15条 利用者(市民農園の利用者を除く。)は、利用許可施設の利用を終了したときは、速やかに係員に届出をしなければならない。

(市民農園の検査)

第16条 市民農園の利用者は、利用期間が終了したとき、又は条例第10条の規

定により許可が取り消され、利用許可施設を返還しようとするときは、返還しようとする日の１０日前までに市長の指定する者の検査を受けなければならない。

２ 市民農園の利用者は、前項の検査までに、当該市民農園を自己の費用で原状に回復しなければならない。

（指定管理者に管理を行わせる場合の準用規定）

第１７条 第２条から前条までの規定は、条例第１６条の規定により指定管理者に活性化施設の管理を行わせる場合に準用する。この場合において、第２条から第５条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第９条の見出し及び同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第１０条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第１１条の見出し及び同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長に」とあるのは「指定管理者に」と、「市長が特に」とあるのは「指定管理者が特に」と、第１２条の見出し及び同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第１３条、第１４条及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（補則）

第１８条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

（申請先） 様

申請者 住所又は居所
 （法人その他の団体にあつては、
 その主たる事務所の所在地）
 氏 名
 （法人その他の団体にあつては、
 名称及び代表者の氏名）
 電話番号（ ） — 番

淡路市生穂・佐野地域活性化施設利用許可申請書

淡路市生穂・佐野地域活性化施設の設置及び管理に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、利用許可施設の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用時間・利用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
利用時間	時 分から 時 分まで	
利用目的		
利用施設名	☐ 農水産物加工作業室 ☐ 調理室 ☐ 交流スペース ☐ 野田尾地域滞在型市民農園施設（裏面あり） ☐ 興隆寺地域滞在型市民農園施設（裏面あり） ☐ キャンプサイト（ ☐ 宿泊 ☐ 日帰り）	
附属設備名	☐ 冷暖房 設備	時 分から 時 分まで
利 用 人 数	大人 人 小人 人	計 人
※使 用 料	円	
※受付年月日		
※許可年月日		

備考

- 1 利用時間については、農水産物加工作業室、調理室、交流スペース又はキャンプサイトを利用する場合に記入してください。
- 2 ☐については、該当するものに、☒印を記入してください。
- 3 ※印欄は、記入しないでください。
- 4 指定管理者がこの様式を使用するときは、必要な修正を加えること。

(裏面)

- ☐ 野田尾地域滞在型市民農園施設
☐ 興隆寺地域滞在型市民農園施設

申込者名	フリガナ			
住所	(〒 -)			
電話番号	自宅		携帯	
利用者	氏名	続柄	年齢	備考
	添付書類	(1) 利用者全員の住民票抄本の写し 1 通 (2) 申込者の課税所得証明書 1 通		

様式第2号（第3条関係）

第 年 月 日 号

様

（許可者）



淡路市生穂・佐野地域活性化施設利用許可書

年 月 日付けで申請のあった利用許可施設の利用については、次のとおり許可します。

住 所		利用 期間	年 月 日から
氏 名			年 月 日まで
利 用 時 間	時 分から 時 分まで		
利 用 施 設 名	☐ 農水産物加工作業室 ☐ 調理室 ☐ 交流スペース ☐ 野田尾地域滞在型市民農園施設（ 区画） ☐ 興隆寺地域滞在型市民農園施設（ 区画） ☐ キャンプサイト（ ☐ 宿泊 ☐ 日帰り）		
附 属 設 備 名	☐ 冷暖房設備	時 分から 時 分まで	
使 用 料	円		

許可条件

備考 指定管理者がこの様式を使用するときは、必要な修正を加えること。

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

（申請先） 様

申請者 住所又は居所

（法人その他の団体にあつては、
その主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） — 番

淡路市生穂・佐野地域活性化施設使用料減額・免除申請書

淡路市生穂・佐野地域活性化施設の設置及び管理に関する条例第12条の規定により、利用許可施設の使用料を減額し、又は免除くださるよう申請します。

利用日・利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
利 用 時 間	時 分から 時 分まで
利 用 目 的	
利 用 施 設 名	☐ 農水産物加工作業室 ☐ 調理室 ☐ 交流スペース ☐ 野田尾地域滞在型市民農園施設（ 区画） ☐ 興隆寺地域滞在型市民農園施設（ 区画） ☐ キャンプサイト（ ☐ 宿泊 ☐ 日帰り）
附 属 設 備 名	☐ 冷暖房設備
利 用 人 数	大人 人 小人 人 計 人
減額・免除申請額	円
減額・免除を受けようとする理由	
※受付年月日	
※許可年月日	

備考

- 1 利用時間については、農水産物加工作業室、調理室、交流スペース又はキャンプサイトを利用する場合に記入してください。
- 2 ☐については、該当するものに、☒印を記入してください。
- 3 ※印欄は、記入しないでください。
- 4 指定管理者がこの様式を使用するときは、必要な修正を加えること。

様式第4号（第12条関係）

年 月 日

（申請先） 様

申請者 住所又は居所

（法人その他の団体にあつては、
その主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） — 番

淡路市生穂・佐野地域活性化施設使用料還付請求書

淡路市生穂・佐野地域活性化施設の設置及び管理に関する条例第13条ただし書の規定により、利用許可施設の使用料の還付を受けたいので、申請します。

利用日・利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
利 用 時 間	時 分から 時 分まで
利 用 目 的	
利 用 施 設 名	☐ 農水産物加工作業室 ☐ 調理室 ☐ 交流スペース ☐ 野田尾地域滞在型市民農園施設（ 区画） ☐ 興隆寺地域滞在型市民農園施設（ 区画） ☐ キャンプサイト（ ☐ 宿泊 ☐ 日帰り）
附 属 設 備 名	☐ 冷暖房設備
利 用 人 数	大人 人 小人 人 計 人
納 付 済 使 用 料 の 金 額	円
返還を受けよう と する 理 由	
※ 受 付 年 月 日	
※ 許 可 年 月 日	

備考

- 1 利用時間については、農水産物加工作業室、調理室、交流スペース又はキャンプサイトを利用する場合に記入してください。
- 2 利用許可書及び領収書を添付してください。
- 3 ※印欄は、記入しないでください。
- 4 指定管理者がこの様式を使用するときは、必要な修正を加えること。

様式第5号（第13条関係）

年 月 日

（届出先） 様

申請者 住所又は居所

（法人その他の団体にあつては、
その主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） — 番

淡路市生穂・佐野地域活性化施設損傷（滅失）届

下記のとおり、活性化施設を損傷（滅失）したので届け出ます。

ついては、淡路市生穂・佐野地域活性化施設の設置及び管理に関する条例第
15条の規定に基づき、指示された方法により賠償します。

記

損傷（滅失） した日時	損傷（滅失） 箇所（場所）	数 量	損傷（滅失）の 内容又は程度
年 月 日 時 分			

備考

- 1 損傷個所が分かる写真などを添付してください。
- 2 指定管理者がこの様式を使用するときは、必要な修正を加えること。